

法人口座開設 Web からの口座開設に関する特約事項

福岡銀行

第 1 条（特約の適用範囲等）

1. この特約は、「法人口座開設 Web」（以下「本サービス」といいます。）から開設する株式会社福岡銀行（以下「当行」といいます。）の普通預金口座に適用される事項を定めるものです。
2. この特約は、「普通預金規定」「普通預金規定（通帳によるふくおかフィナンシャルグループ傘下の銀行 ATM・振込機の利用にかかる特約）」「個人預金に関する特約」「暗証番号照合による預金払戻し等に関する窓口取引特約」（以下「普通預金規定等」といいます。）の一部を構成するとともに普通預金規定等と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては普通預金規定等が適用されるものとします。
3. この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは普通預金規定等に従います。

第 2 条（利用環境）

1. 本サービスは、お客さまがスマートフォン及びマイナンバーカードを利用した本人確認により、Web 上で当行所定の法人情報やお客さまの個人さま情報などの入力、当行所定の本人確認書類および事業内容のわかる資料を当行に送信、Web 上でビデオ通話をする方法により、普通預金口座の申込み（以下「本申込み」といいます。）が行えるサービスです。
2. 本サービスの利用対象者は、当行所定の条件を満たし、かつ当行が適当と認めた日本法人、又は日本国内居住の個人の事業用口座を開設希望のお客さまに限りです。
3. 本サービスを利用できる通信機器（スマートフォンやパソコン）は、当行所定の利用環境に限ります。詳細については当行ホームページ等でご確認ください。
4. 本サービスは無料でご利用いただけますが、本サービス利用時に発生する通信料はお客さまのご負担となります。

第 3 条（本サービス等の内容変更等）

1. 当行は、当行の裁量により、預金者の承諾を得ることなく、いつでも当行が定める方法により、本特約の内容を変更することができるものとします。この場合には、当行は変更日および変更内容等を当行のホームページへ掲載する等、当行所定の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。
2. 当行は、当行の裁量により、預金者の承諾を得ることなく、いつでも本サービスの全部又は一部を変更することができるものとします。ただし、当行は、当該変更によって変更前の本サービスのすべての機能、品質及び性能等が維持されることを保証するものではなく、また預金者に生じた損害又は不利益に対して一切の責任を負いません。

第4条（本申込みにかかる手続き等）

1. 本特約第2条（利用環境）第2項に定める利用対象者（本特約第2条（利用環境）第2項の規定により当行が本申込みを受け付けることができると認めたものに限り。）がオンラインで本預金口座の開設を希望する場合には、本特約の各条項を認識し了承の上、本サイトにアクセスした後、当行所定の方法により当行所定の手続を行うことにより本申込みを行うことができます。
2. 当行は、当行の基準に従って、本条第1項に基づく本申込みの可否を判断します。本預金口座の利用を可能とするための当行所定の手続を完了したことをもって当行が本申込みを承諾したものとし、当該時点において本条第1項の申し込み手続きを行った者（以下「預金者」といいます。）と当行との間において本預金口座にかかる預金契約（以下「本預金契約」といいます。）が成立するものとし、

第5条（本申込みの失効）

1. 申込みの途中で当行既定の期限を超えてしまった場合、本申込みは失効します。
2. 当行からの預金者への当行発行の通知書、通帳およびキャッシュカード（キャッシュカードは発行希望された申込みのみ該当）などの簡易書留郵便物が本サービス利用者の申込みした届出住所に対して宛所不明で返送されてしまった場合は、本申込みは失効します。
3. 預金者が本特約に違反した場合又は違反するおそれがあると当行が判断した場合には、本申込みは失効します。

第6条（本サービスの内容）

預金者は次の事項を了承の上、本サービスを利用するものとし、

- ① 本サービスについて、当行に起因しない不具合が生じる場合があること
- ② 当行に起因しない本サービスの不具合については、当行は一切その責を免れること

第7条（権利義務の譲渡等）

当行は、本サービスに関する事業を事業譲渡その他の事由により第三者に承継させる場合には、当該事業の承継に伴い、本特約上の地位、権利及び義務の全部若しくは一部を当該事業の承継人に譲渡することができるものとし、預金者はかかる譲渡についてあらかじめ同意したものとします。

第8条（著作権等）

本サービスにおいて当行が提供するホームページ等のコンテンツ、プログラム、画面デザイン、マニュアル、その他一切の著作物の著作権、本サービスに関するその他の知的財産権及びノウハウ等は、第三者が従前保有していた又は保有しているものを除き、当行に帰属するものとし、当行は、預金者に対し、複製、翻案、公衆送信等を含む一切の利用権を許諾しません。

第9条（一時的な中断及び提供停止）

1. 当行は、次の場合には、預金者への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。
 - ① 顧客が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア（以下「本サービス用設備等」といいます。）の故障等により保守を行う場合
 - ② 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
 - ③ 第15条（責任の範囲）第3項に定める不可抗力により本サービスを提供できない場合
 - ④ 第15条（責任の範囲）第4項に定める事由により本サービスを提供できない場合
2. 当行は、前項に定める他、本サービス用設備等の定期点検を行うため、預金者に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。
3. 当行は、預金者が第18条（提供停止及び当行からの本預金契約の解除）第1項各号のいずれかに該当する場合又は預金者が本特約等に違反した場合には、当該預金者への通知若しくは催告を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
4. 当行は、前三項に定める事由により本サービスを提供できなかったことにより預金者又は第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第10条（ソフトウェアの取扱等）

預金者は、本サービスの利用にあたり、当行から提供されるソフトウェア（以下「本ソフトウェア」といいます。）を次のとおりに取り扱うものとします。

- ① 本サービスを利用するため以外の目的に使用しないこと
- ② 当行の事前承諾なく、本ソフトウェアの全部又は一部をインストール、複製、翻案、翻訳、改変その他これらに類する行為を行わないこと
- ③ 当行の事前承諾なく、本ソフトウェアを第三者に譲渡、使用許諾、販売、貸与、公衆送信等しないこと
- ④ 本ソフトウェアの全部又は一部について、リバースエンジニアリングによる解析を行わないこと
- ⑤ 当行が本ソフトウェアに表示した著作権及び商標権表示を削除しないこと
- ⑥ その他、当行が別途提示する使用条件に従い使用すること

第11条（ユーザID及びパスワードの管理等）

1. 預金者は、本サービスを利用する際、ユーザID（預金者とその他の者を識別するために用いられる符号をいう。以下同じ。）及びこれに対応するパスワード（ユーザIDと組み合わせて、預金者とその他の者を識別するために用いられる符号をいい、仮パスワード、正式パスワードその他ユーザIDとの組合せにより認証を行うに足る記号を含む。以下同じ。）等に関し、別途当行が定める手続を実施するものとします。
2. 預金者は、自己のユーザID及びパスワードを、当行が別途定める場合を除き、第三者に利用、譲渡、売買、貸与、共有その他の形態を問わず処分してはならず、自己のユーザID及びこれに

対応するパスワードの使用並びに管理について一切の責任を負うものとします。

3. 当行は、預金者のユーザID及びこれに対応するパスワードが第三者に使用されたことによって預金者が被る損害については、預金者の過失の有無を問わず一切責任を負いません。なお、預金者のユーザID及びこれに対応するパスワードにより行われた本サービスの利用は、すべて預金者により行われた行為とみなし、預金者はその利用についてのその他一切の債務を負うものとします。また、当該行為により当行が損害を被った場合は、預金者は当該損害を補填するものとします。ただし、当行の故意又は過失によりユーザID及びパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。

第12条（データ等の保護）

預金者は、預金者が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等については、預金者自らの責任で同一のデータ等を保存及び管理しておくものとし、当行はかかるデータ等の保管、保存、管理、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとします。

第13条（個人情報保護）

1. 当行は、預金者の個人情報を、当行で定める「個人情報保護宣言」に基づき機密として保持するものとし、本サービスの提供に従事する者に使用させる場合を除き、個人情報を開示しないものとします。なお、個人情報とは、「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」（以下「法」といいます。）第2条第1項で定める個人情報をいい、法第2条第3項で定める要配慮個人情報が含まれる場合があります。預金者は、相手方に対し提供する情報に個人情報が含まれる場合は、個人情報を提供する正当な権利を有することを保証するものとします。
2. 前項にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、預金者からの個別の同意を得ることなく、当行は個人情報を開示することができるものとします。
 - ① 当行が、本サービスを提供するために必要な業務を第三者に委託するに際し、当該委託先に開示する場合
 - ② 裁判所又は監督官庁等の行政機関から法令の定めるところに従い個人情報の開示を要求された場合
3. 当行は、前項に基づき個人情報を開示する場合、開示する個人情報を開示する目的の実現に最低限必要な範囲に限定するとともに、前項第2号の場合を除き、開示する相手方に対し本特約により当行が負うのと同等の機密保持義務を課すものとします。
4. 当行は、別途預金者より委託を受けている場合又は法令により必要とされる場合を除き、本サービスに含まれる預金者等の個人情報の取扱いは行わず、当該個人情報に関し適切なアクセス制御を行うものとします。
5. 本サービスにおいて、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）」第2条第8項で定める特定個人情報は取り扱わないものとし、預金者がこれらを本サービス利用に伴い保存、提供した場合でも、当行は一切責任を負

わないものとしてします。

第14条（不正アクセス発生時の対応）

当行は、本サービスにおいて不正アクセス（不正アクセス行為の禁止等に関する法律第2条第4項で規定する不正アクセス行為を言う。以下、同じ。）が発生し、不正アクセスによる被害拡大防止という公益的見地から必要と当行が認める場合、預金者から当行に開示された機密情報（個人情報を含む。）及び当該不正アクセスによる被害に関する情報を第三者へ開示することができるものとしてします。預金者はこれにあらかじめ同意するものとしてします。

第15条（責任の範囲）

1. 当行は、本サービスの正確性、適法性、有効性、特定目的への適合性、権利の非侵害性、安全性及び信頼性を保証するものではなく、預金者は、自己の責任において本サービスを利用するものとしてします。
2. 当行は、預金者と第三者との間で本サービスに起因する紛争が生じた場合、紛争の発生原因を問わず一切の責任を負わないものとしてします。
3. 当行は、天災地変、戦争、暴動、内乱、テロリズム、重大な疾病、感染症リスク若しくはこれに類するもの、争議行為、法令等の制定若しくは改廃、公共インフラ（輸送機関、通信回線等を含む。）の事故、電力事故、政府機関による命令、仕入先等の製造中止及び操業停止、本サービスの履行の結果に対する第三者による物理的侵害その他自己の責に帰すことのできない事由（以下総称して「不可抗力」といいます。）による本預金契約等の履行遅滞又は履行不能について、預金者に対し責任を負わないものとしてします。なお、本項における不可抗力による本預金契約等の履行遅滞又は履行不能には、当行の不可抗力に起因する合理的な指示に基づく自宅待機措置等による本預金契約等の履行遅滞又は履行不能を含むものとしてします。
4. 当行は、次の事由による本預金契約等の履行遅滞又は履行不能について、預金者に対し本預金契約等上の責任を負わないものとしてします。
 - ① 合理的な範囲で把握できなかったコンピュータウイルス、ハッキング、サイバーアタック、第三者による不正アクセス行為その他セキュリティの脆弱性に起因するもの
 - ② 当行の責によらないハードウェア又はソフトウェアの不具合によるもの
 - ③ 本預金契約等の履行の際に当行のシステムに接続される預金者等のシステム、サービス又はネットワークの不具合に起因するもの
 - ④ 当行が善良なる管理者としての注意を払ったが予見できなかった設備又はソフトウェアの不具合、又はトランザクションの過度の集中によるシステムダウンに起因するもの
 - ⑤ 電気通信事業者の責に帰すべき故障、アクセス不能及び性能の劣化に起因するもの
 - ⑥ 端末機器、周辺機器、その他のソフトウェア及び通信回線等、本サービスに含まれるコンピュータプログラムの稼動環境に含まれる第三者のソフトウェアに起因した、コンピュータプログラムの稼動不良に起因するもの

5. 預金者が、本サービスの利用によって第三者に損害を与えた場合又は預金者と第三者との間で紛争が生じた場合は、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。なお、預金者が本サービスの利用に伴い第三者から損害を受けた場合も同様とします。

第16条（免責事項）

1. 本サービスのご利用に関して、作動にかかる不具合（表示情報の誤謬・逸脱、取引依頼の不能、情報漏洩等）、使用端末に与える影響およびお客さまが本サービスを正常に利用できないことにより被る不利益、その他一切の不利益について、当行に故意又は重大な過失がある場合を除き、当行は一切その責任を負いません。
2. 前1項のほか、以下の事由により、本サービスが利用できなかった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - ① 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等、やむをえない事由があったとき
 - ② 当行又は金融機関等の共同利用システムの運営体が相当の安全措置を講じたにもかかわらず、電子機器、通信機器、通信回線又はコンピュータ等に障害が生じたとき
 - ③ 当行以外の第三者の責に帰すべき事由による場合
3. 預金者は、請求原因の如何を問わず、本サービスに関して損害賠償請求等の請求を含め、当行以外の者に対して一切の責任追及を行わないものとします。

第17条（禁止事項）

預金者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に定める行為、及びこれに該当するおそれのある行為をしてはならないものとします。

- ① 本サービスに関する情報を改竄又は消去する行為
- ② 本サービスの利用又は提供を妨げる行為
- ③ 第三者若しくは当行の著作権、商標権等の知的財産権その他の権利を侵害する行為
- ④ 法令又は反社会的勢力への関与等の公序良俗に反する行為
- ⑤ 本サービスを利用した営業活動その他営利を目的とする行為
- ⑥ 第三者に本サービスを利用させる行為
- ⑦ 第三者若しくは当行の信用を傷つけ、又は損害を与える行為
- ⑧ 不正アクセス行為、ハッキング行為等本サービスを構成するソフトウェア及びハードウェアに支障を与える行為
- ⑨ 第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為
- ⑩ 本サービスについて、改変若しくは改ざんをし、又は逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリングによるソースコードの解析を行う行為
- ⑪ その他当行が不適切と判断した行為

第18条（提供停止及び当行からの本預金契約の解除）

1. 当行は、預金者が次の各号の一に該当すると判断した場合、預金者に何らの通知催告を要せず、直ちに本サービスの提供を停止、本預金契約の全部若しくは一部を解除することができるものとします。
 - ① 当行への利用申込内容、利用変更内容その他通知内容等に虚偽があったことが判明した場合
 - ② 預金者が本特約に違反し、当行から相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しない場合
 - ③ 第7条（権利義務の譲渡等）に違反した場合
 - ④ 普通預金規定第13条第3項第2号又は第3号に違反した場合
 - ⑤ 第17条（禁止事項）各号のいずれかに該当し、又はこれに該当するおそれがあると当行が判断した場合
 - ⑥ その他、普通預金規定等又は本特約に違反した場合
2. 預金者は、前各項による本サービスの停止又は本預金契約の解除があった時点において、未払いの金銭又は支払遅延損害金がある場合には、当行が定める日までにこれを支払うものとします。

第19条（本サービスの廃止）

当行は、次の各号の一に該当する場合、あらかじめ本サービスの廃止日を預金者に通知の上、本サービスの全部又は一部を廃止するものとします。当行は、本サービスの廃止によって預金者に生じた損害又は不利益に対して一切の責任を負いません。

- ① 本サービス廃止日の60日前までに預金者に通知した場合
- ② 不可抗力により本サービスの全部又は一部の提供が不可能となった場合
- ③ 第三者が提供するサービス若しくはコンテンツ、又は第三者が権利を有するソフトウェア（オープンソースソフトウェアを含む。）の廃止、提供中止等により本サービスの全部又は一部の提供が不可能となった場合

第20条（反社会的勢力を理由とする提供停止及び解除の場合の損害賠償）

預金者が、第18条（提供停止及び当行からの本預金契約の解除）第1項第4号で定める事由に該当したことにより、本サービスの提供を停止又は本預金契約の全部若しくは一部を解除された場合において、預金者その他第三者に損害が生じた場合にも、当行に何らの請求を行わないものとします。また、当行に損害が生じた場合は、その賠償責任を負うものとします。

第21条（存続条項）

本預金契約の終了後においても、第7条（権利義務の譲渡等）、第8条（著作権等）、第13条（個人情報保護）、第15条（責任の範囲）、第16条（免責事項）、第18条（提供停止及び当行からの本預金契約の解除）、第22条（準拠法と管轄）及び第23条（分離可能性）は有効に存続するものとします。

第 2 2 条（準拠法と管轄）

本サービスに基づく諸取引の契約準拠法は、日本法とします。本サービスに起因し、又は関連する一切の紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 2 3 条（分離可能性）

本規約等のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効と判断された場合であっても、本規約等全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効と判断された条項その一部については、有効となるために必要な範囲で修正し、その趣旨及び同等の効果が最大限確保されるよう解釈されます。

以上

(2024 年 4 月 17 日制定)

(法人口座開設 Web について)

<https://www.fukuokabank.co.jp/corporate/account/open/>